

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

安城市長 三星元人

### 安城市条例第36号

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第1条 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1（その1）家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の項中「10キログラムまでごとに50円。ただし、1回の搬入量が30キログラム以下の場合、無料」を「30キログラムを超える重量について、10キログラムまでごとに100円」に改め、同表事業系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の項中「100円」を「200円」に改める。

(安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 安城市せん定枝リサイクルプラントの設置及び管理に関する条例（平成12年安城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第4条第1号に規定する者が一般家庭から搬入するせん定枝等の項中「10キログラムまでごとに50円。ただし、1回の搬入量が30キログラム以下の場合、無料」を「30キログラムを超える重量について、10キログラムまでごとに60円」に改め、同表第4条第2号に規定する者が業務上搬入するせん定枝等の項及び上記以外で搬入するせん定枝等の項中「60円」を「120円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。